

際、一應八月一日に開会を期し、各種法律案及び追加予算案等議院の整備ができた上であらためて開会を召集し、もつて万遺漏なきを期したいがために、小澤君より微に入り細をうがつての注意を喚起したたのであります。が、政府與党の諸君は、今日のごとき失策、醜態を暴露するとは露知らず、わが党の注意を憚りたしまして、無理押しに横車を押し切つて、五十日間の大幅会期の延長を議決されたのであります。そして、今日なお追加予算は提出することができず、出した案件は撤回するという醜態ぶりを繰返す現政府にはかならぬのであります。この責任はもちろん政府にあるのであります。が、前回むりに会期を延長し、その間粗製粗雑な案を提出せしめた、すなわち整備期間を政府に與えなかつた與党諸君にも、また一部の責任なしとはしないのであります。この汚名は、自編自縛の結果と申しながら、第一回開会史の一ページを汚辱するもまたはなはだしく、政府並びに與党諸君は深く心に銘記すべきものと信じます。

八月三十日の会期延長の提議討論に際して、細川君は延期賛成の理由として、議員の審議権の重要性を説かれたのであります。もちろん、議員の審議権の重要性は同感であります。が、同様に提案者の提案権の重要性を知らなければならぬと存するのであります。かかるに、現政府の提案のごとく、議題となすに足らざる粗案を濫発し、日ならずしてこれを撤回するがごときは、國會の權威を傷つけ、提案権の濫用となり、國會をもてあそぶもまたはなはだしいと申さなければなりません。か

編成技術に拙劣性を有する現政府に對しましては、特に相當の編成余裕期間を與え、今後提出を予見せられる追加予算案のごとき重要案件につきましては、万遺憾なきを期する必要がある、そのためには一應會議を閉じて、その間十分検討の日時を與え、次の会に完備した案を提出せしめることを妥當と考ふるものであります。

これをこのままにして通しますれば、前報を覆むおそれが多分にあるのみならず、國會の威信擁護のためにも、今もつて提出されない案の提出を待つような大幅会期延期には、何といたししても同意いたしにくいのであります。が、一應これを認めることといたしまして、本来ならば、現在審査中の諸案の審査終了のために会期延長の必要ありといたしますならば、短期延長をすれば事足りるのであります。私は、だらしのない現政府の処置に追従することは、國會としてとるべき処置でなく、逆に政府に対して促進方の警告決議でもなすのが本體でなければならぬと信じます。

五月二十日國會が召集されました以來、まる五箇月間を経過する今日、なお國民經濟安定のかぎを握る、否、國家再建に重大役割をもつ追加予算案は今日提出に相ならぬのであります。國民大衆は、社会党の諸君が在野時代に公約された勤勞所得税の撤廃が、今期追加予算にあるいは法案として出てくるのであろうかと、一日千秋の思いで待ちわびておるに相違ないのであります。従つて、國民大衆に轉讓税となすべき増税方針はとられぬであらう、

そのために予算編成に苦心しておるか、提出が遅れておるであらうと、善意に解釈しておる者もあるやに見受けられるのであります。万一これを裏切り、殺人的負担加重予算でも提案することと相なりますれば、大衆は失望落胆して、現政府にたいそをつかすに相違ないのであります。この点からいたしまして、一旦閉會をして、おもむろに案の内容を整理させ、大衆負担の軽減案提出の日時を與え、國民の期待に反せざる提案をなさしめることこそ、與党諸君の責任ではないかと思つておられます。しからざれば、政府の千八百円ベースの提防も、刻々に迫ります負担加重の洪水のために決壊するおそれなしとしないのであります。まことに重大と申さなければなりません。よつて、追加予算編成に遺憾なきを期し、國民經濟の安寧確立を期せしめるため一旦閉會をして、在野時代の公約実現案を編成するに要する日時をかし、完成の上あらためて國會を召集するのを妥當と信じますが、すでに百五十日間の余裕を與えた今日であります。がゆえに、それら案の内容も整備したものとして、ここに大政党的雅量を示し、不本意ながら賛成をいたす次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。十月二十一日より十一月二十九日まで四十日開會を延長するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて会期は十一月二十九日まで四十日開會を延長するに決しました。

第二 農業協同組合法案(内閣提出)

第三 農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、農業協同組合法案、日程第三、農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案、右兩案は同一委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長野澤勝君。

農業協同組合法案

第一章 總則

第一條 この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の經濟社會的地位の向上を図り、併せて國民經濟の發展を期することを目的とする。

第二條 農業協同組合又は農業協同組合連合会の名称中には、農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用いなければならない。

農業協同組合又は農業協同組合連合会でない者は、その名称中に農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用いてはならない。

第三條 農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下組合と總稱する。は、法人とする。

第四條 第十三條第一項の規定により出資をさせる組合(以下出資組合という。には、所得税及び法人税を課さない。

地方公共團體は、組合に対して

營業税を課することができない。

第五條 組合の住所は、その主たる事務所のある所在地に在るものとする。

第六條 組合は、その行方事業によつてその組合員及び會員(以下組合員と總稱する。)のために最大の奉仕をすることを目的とし、營利を目的としてその事業を行つてはならない。

第七條 組合は、昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の適用については、これを同法第二十四條各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第八條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第九條 この法律において、農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。

この法律において、農業とは、耕作、養畜又は養蚕の業務(これに附随する業務を含む。)をいう。みずから前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行う新農生産の業務(これに附随する業務を含む。)は、この法律の適用については、これを農業とみなす。

第二章 事業

第十條 組合は、左の事業の全部又は一部を行つことができる。

一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付

二 組合員の貯金の受入
三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同利用施設の設置

四 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
五 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理

六 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販賣
七 農村工業に関する施設

八 農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設
九 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十 農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十一 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十二 前各号の事業に附帯する事業

組合員に出資をさせない組合(以下非出資組合という。)は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業を併せ行いことができる。

組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の五分の一を超えてはならない。

農業協同組合連合会は、第一項の事業の外、会員たる組員の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行い農業協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業の外他の事業を行うことができない。

前項の農業協同組合連合会は、会員のために、手形を割引引き、若しくは定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

第十一條 前條第一項第十二号の団体協約は、書面を以てすることに因つて、その効力を生ずる。

組合員の締結する契約でその内容が前項の団体協約の定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、これをその規程によつて契約したものとみなす。

第三章 組合員
第十二條 農業協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 農民
二 前号に掲げる者の外、農業協同組合の地区内に住所を有する者で当該組合の施設を利用することを相当とするもの

農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 組合

二 他の法律により設立された協同組織体で組合の行い事業と同種の事業を行うもの
第十三條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

出資組合の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。出資一口の金額は、均一でなければならない。

出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による経費の負担の外、その出資額を限度とする。

組合員は、出資の拂込について相殺を以て出資組合に対抗することができる。

第十四條 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

組合員は、持分を共有することができない。

第十五條 非出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による経費の負担に限る。

第十六條 組合員は、各、一箇の議決権及び役員を選挙権を有する。但し、第十二條第一項第二号及び第二項第二号の規定による組合員(以下准組合員という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

組合員は、定款の定めるところにより、第三十七條第三項の規定

により予め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て、議決権を行うことができる。

前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

第十七條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

組合員は、前項の経費の支拂について、相殺を以て組合に対抗することができる。

第十八條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対して過意金を課すことができる。

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、一年を越えない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合はその締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

第二十條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

第二十一條 組合員は、六十日前

で予告し、事業年度の終において脱退することができる。

前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第二十二條 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 除名

除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これを以てその組合員に対抗することができない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員
二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員
三 その他定款で定める行為をした組合員

第二十三條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十四條 持分を計算するにあたり、出資組合の財産を以てその債務を完済するに足りないときは、当該出資組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額

の拂込を請求することができる。
第二十五條 前二條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

第二十六條 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の拂戻を停止することができる。

第二十七條 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。
前項の場合には、第二十三條乃至第二十五條の規定を準用する。

第四章 管理

第二十八條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくてもよい。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所所在地
- 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
- 七 経費の分担に関する規定
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金の額及びその積立の方法
- 十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定
- 十一 事業年度

十二 公告の方法

組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資をする者を定めるときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその價格並びにこれに対して與える出資口数を記載しなければならない。
行政廳は、模範定款例を定めることができる。

第二十九條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

- 一 總會又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

第三十條 組合に、役員として理事及び監事を置く。
理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は二人以上とする。

役員は、定款の定めるところにより、總會においてこれを選挙する。但し、設立當時の役員は、創立總會においてこれを選挙する。
役員選挙は、無記名投票によつてこれを行う。
投票は、一人につき一票とする。

組合の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員（准組合員及び法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で准組合員又は法人でないものを含む。以下本條において同じ。）でなければならぬ。但し、設立當時の理事は、設立の同意を申し出た農民又

は設立の同意を申し出た組合の組合員でなければならない。

第三十一條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。

設立當時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第三十二條 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と相兼ねてはならない。

第三十三條 組合が理事と契約をするときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十四條 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

第三十五條 組合員（准組合員を除く。）が總組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、總會の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に、總會を招集しなければならない。

第三十六條 理事の職務を行う者がないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに總會招集の手続をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。
第三十七條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿

に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所に宛てることを以て足りる。前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

總會招集の通知は、その日から十日前までに、その會議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

第三十八條 理事は、定款、規約及び總會の議事録を各事務所、組合員名簿を主たる事務所へ備えて置かなければならない。

組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号の事項を記載しなくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
- 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
- 四 拂込済出資額及びその拂込の年月日

組合員及び組合の債権者は、第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。
第三十九條 理事は、通常總會の会日から一週間前までに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案を理事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常總會に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

第四十條 役員は、總組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の請求に因り、任期中でも總會においてこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出してこれをしなければならない。
前項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、總會の会日から七日前までに、役員に対し、その書面を送付し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならない。

第四十一條 役員には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。
第四十二條 組合は、理事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。
理事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によりこれを決する。

理事には、商法第三十八條第一項第三項及び第三十九條乃至第四十二條並びに非訟事件手続法第七十二條乃至第七十四條の規定を準用する。

第四十三條 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、理事又は会計主任の解任を請求することができ

る。前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければなら

ない。第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該理事又は会計主任の解任の可否を決しな

ければならない。理事は、前項の可否を決する日から七日前までに、当該理事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與

えなければならぬ。第四十四條 左の事項は、總會の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更
二 規約の設定、変更及び廃止
三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法
五 貸付金の利率の最高限度
六 農業協同組合連合会が一會員のためにする手形の割引金額の最高限度

七 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案

定款の変更は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の認可については、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第四十五條 總會の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、總會においてこれを選任する。

議長は、組合員として總會の議決に加わる権利を有しない。

第四十六條 左の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 組合の解散及び合併
三 組合員の除名

第四十七條 總會には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第四十八條 千人以上の組合員（准組合員を除く。）を有する組合は、定款の定めるところにより、總會に代るべき総代会を設けることができる。

総代は、組合員（准組合員を除く。）でなければならない。

総代の定数は、少くとも二百人以上でなければならない。

第五十條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならぬ。

第五十一條 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならぬ。

前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

出資組合は、第十條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

第五十二條 出資組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年五分を超えない範囲内において、拂い込んだ出資額の割合に應じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員の事業の利用分量の割合に應じてこれをしなければならぬ。

第五十三條 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に相當する剰余金をその拂込に充てることができる。

第五十四條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は買戻の目的としてこれを受けることができる。

第五十五條 農業協同組合を設立するには、十五人以上の農民が、農業協同組合連合会を設立するには、二以上の組合が發起人となることを必要とする。

第五十六條 發起人は、予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会

の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第五十七條 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき者以下定款作成委員という）を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならぬ。

定款作成委員は、農業協同組合にあつては五十人以上、農業協同組合連合会にあつては二人以上でなければならない。

設立準備会の議事は、出席した農民又は組合の過半数の同意を以てこれを決する。

第五十八條 定款作成委員が定款を作成したときは、發起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならぬ。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日まで

に發起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その

議決によらなければならない。

創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日まで

に發起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その

議決によらなければならない。

創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日まで

に發起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その

議決によらなければならない。

議決権の三分の二以上でこれを決する。
前項の申出をした者は、書面又は代理人を以て議決権を行うことができる。

創立總會については、第十六條第一項第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。
第五十九條 発起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
発起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第六十條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分と違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第六十一條 第五十九條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から二箇月以内に発起人に対し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。
行政廳が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。
この場合には、発起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。
行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。
発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判

所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第六十二條 第五十九條第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き継ぎなければならない。
出資組合の理事は、前項の規定により引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。
現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉を以て第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後これをするを妨げない。

第六十三條 組合は、主たる事務所所在地において、設立の登記をするに因つて成立する。
第六章 解散及び清算
第六十四條 組合は、左の事由に因つて解散する。
一 總會の議決
二 組合の合併
三 組合の破産
四 存立時期の満了
五 第九十五條第二項の規定による解散の命令

解散の議決は、行政廳の認可を受けなければならない。但し、前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。
第一項の事由に因る外、農業協

同組合は、組合員（准組合員を除く。）が十五人未満になつたことに因つて、農業協同組合連合会は、會員（准組合員を除く。）が一人になつたことに因つて解散する。
組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政廳に届け出なければならない。
第六十五條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。
合併は、行政廳の認可を受けなければならない。
前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。
出資組合の合併には、第四十九條及び第五十條の規定を準用する。

第六十六條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は會員たる組合の役員の中から適任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。
前項の規定による役員を選任は合併しようとする組合の組合員（法人たる組合員を除き、組合員でないものを含む。）の中から、これをしなければならない。但し、理事の選任は、准組合員の中からこれを行うことができる。
第一項の規定による設立委員の選任には、第四十六條の規定を準用する。
第六十七條 組合の合併は、合併後

存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、第七十九條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。
第六十八條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行ふ事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。
第六十九條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

第七十條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。
第七十一條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。
第七十二條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十三條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第

三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二、第十五條第三項、第三十六條第一項、第三十七條及び第三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「農業協同組合法第六十九條」と読み替へるものとする。
第七章 登記
第七十四條 設立の登記は、非出資組合にあつては設立の認可があつた日（第六十一條第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に關する証明のあつた日）から、出資組合にあつては出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。
設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。
一 第二十八條第一項第一号乃至第三号の事項
二 事務所
三 出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂込込んだ出資の総額
四 存立時期を定めたときは、その時期
五 役員の名及び住所
六 公告の方法
組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。
第七十五條 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務

第七十六條 組合の合併は、合併後

第七十七條 組合の合併は、合併後

第七十八條 組合の合併は、合併後

第七十九條 組合の合併は、合併後

第八十條 組合の合併は、合併後

第八十一條 組合の合併は、合併後

所の所在地においては二週間以内
に從たる事務所を設けたことを登
記し、その從たる事務所の所在地
においては三週間以内に前條第二
項の事項を登記し、他の從たる事
務所の所在地においては同期間内
にその從たる事務所を設けたこと
を登記しなければならない。

主たる事務所又は從たる事務所
の所在地を管轄する登記所の管轄
区域内においてあらたに從たる事
務所を設けたときは、その從たる
事務所を設けたことを登記するこ
とを以て足りる。

第七十六條 組合が主たる事務所を
移轉したときは、旧所在地におい
ては二週間以内に移轉の登記をし
新所在地においては三週間以内に
第七十四條第二項の事項を登記
し、從たる事務所を移轉したとき
は、旧所在地においては三週間以
内に移轉の登記をし、新所在地に
おいては四週間以内に同項の事項
を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内にお
いて主たる事務所又は從たる事務
所を移轉したときは、その移轉の
登記をすることを以て足りる。

第七十七條 第七十四條第二項の事
項中に変更を生じたときは、主た
る事務所の所在地においては二週
間以内、從たる事務所の所在地に
おいては三週間以内に変更の登
記をしなければならない。

第七十四條第二項第三号の事項
中出資の総口数及び拂込込出
資の総額の変更の登記は、前項の
規定にかかわらず、毎事業年度末
日現在により事業年度終了後主た

る事務所の所在地においては四週
間以内、從たる事務所所在地
においては五週間以内にこれをす
ることができる。

第七十八條 組合が解散したとき
は、合併及び破産の場合を除いて
は、主たる事務所所在地におい
ては二週間以内、從たる事務所
の所在地においては三週間以内に
解散の登記をしなければならない。

第七十九條 組合が合併をしたとき
は、主たる事務所所在地におい
ては二週間以内、從たる事務所
の所在地においては三週間以内に
合併後存続する組合については変
更の登記、合併に因つて消滅する
組合については解散の登記、合併
に因つて設立した組合については
第七十四條第二項に規定する登記
をしなければならない。

第八十條 清算人は、その就職の日
から主たる事務所所在地におい
ては二週間以内、從たる事務所
の所在地においては三週間以内
に、清算人の氏名及び住所を登記
しなければならない。

前項の登記には、第七十七條第
一項の規定を準用する。
第八十一條 組合の清算が終了した
ときは、清算終了の日から主たる事
務所の所在地においては二週間以
内、從たる事務所所在地におい
ては三週間以内に清算終了の登
記をしなければならない。
第八十二條 組合の登記について
は、その事務所の所在地を管轄す
る司法事務局長又はその出張所を
管轄事務所とする。

各登記所に、農業協同組合登記
簿及び農業協同組合連合会登記簿
を備ふる。

第八十三條 組合の設立の登記は、
役員全員の出資の申請に因つてこれ
をする。
前項の登記の申請書には、定款
並びに出資の総口数及び出資第一
回の拂込のあつたことを証する書
面及び役員たることを証する書面
を添附しなければならない。

合併に因る出資組合の設立の登
記の申請書には、前項に掲げる書
面の外、第六十五條第四項におい
て準用する第四十九條の規定によ
る公告及び催告をしたこと、若し
異議を述べた債権者があるときは
は、これに対し、弁済し、若しく
は担保を供し、又は信託をしたこ
とを証する書面を添附しなければ
ならない。

第八十四條 第七十四條第三項の規
定による登記は、理事の申請に因
つてこれをする。
第八十五條 組合の新設又は
事務所の移轉その他第七十四條
第二項の事項の変更の登記は、理
事又は清算人の申請に因つてこれ
をする。

前項の登記の申請書には、事務
所の新設又は登記事項の変更を証
する書面を添附しなければならない。
出資一口の金額の減少又は出資
組合の合併に因る変更の登記の申
請書には、前項に掲げる書面の外、
第四十九條（第六十五條第四項に
おいて準用する場合を含む）の規
定による公告及び催告をしたこと

と、若し異議を述べた債権者があ
るときは、これに対し、弁済し、
若しくは担保を供し、又は信託を
したことを証する書面を添附しな
ければならない。

第八十六條 第七十八條の規定によ
る組合の解散の登記は、第三項に
規定する場合を除いて、清算人の
申請に因つてこれをする。
前項の登記の申請書には、解散
の事由を証する書面を添附しなけ
ればならない。

行政廳が組合の解散を命じた場
合における解散の登記は、当該行
政廳の囑託に因つてこれをする。
第八十七條 第七十九條の規定によ
る解散の登記は、合併に因つて消
滅した組合の理事の申請に因つて
これをする。
前項の場合には、第八十三條第
三項及び前條第二項の規定を準用
する。

第八十八條 第八十條第一項の規定
による登記の申請書には、理事が
清算人でない場合には、申請人の
資格を証する書面を添附しなけれ
ばならない。
第八十九條 第二項の規定による登記
の申請書には、登記事項の変更を
証する書面を添附しなければならない。

第八十九條 組合の清算終了の登記
は、清算人の申請に因つてこれを
する。
前項の登記の申請書には、清算
人が第七十二條の規定により決算
報告書の承認を得たことを証する
書面を添附しなければならない。
第九十條 登記すべき事項で行政廳

の認可を要するものは、その認可
書の到達した時から登記の期間を
起算する。但し、第六十一條第二
項及び第四項の場合には、認可書
に関する証明書の到達した時から登
記の期間を起算する。

第九十一條 登記した事項は、司法
事務局長において遅滞なくこれを公
告しなければならない。
第九十二條 組合の登記には、非訟
事件手続法第四百四十一條乃至第
百五十一條ノ六及び第四百五十四條
乃至第四百五十七條の規定を準用す
る。

第八章 監督

第九十三條 行政廳は、組合に法令、
法令に基いてする行政廳の処分又
は定款若しくは規約を遵守させる
ために必要であると認めるとき
は、組合からその業務又は財産の
状況に關し報告を徴することがで
きる。

第九十四條 組合員が総組合員の十
分の一以上の同意を得て、組合の
業務又は会計が法令、法令に基い
てする行政廳の処分又は定款若し
くは規約に違反する疑があること
を理由として検査を請求したとき
は、行政廳は、当該組合の業務又
は会計の状況を検査しなければならない。
行政廳は、組合の業務又は会計
が法令、法令に基いてする行政廳
の処分又は定款若しくは規約に違
反する疑があると認めるときは、
何時でも、当該組合の業務又は会
計の状況を検査することができ
る。

第九十五條 行政廳は、前條の規定

による検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基いて行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、当該組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。

組合が第十條に規定する以外の事業を行ったときは、行政廳は、当該組合の解散を命ずることが出来る。

第九十六條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手續、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いて行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第九十七條 行政廳は、第十九條第一項の規定による契約の内容が公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。

第九十八條 この法律中行政廳とあるのは、第六十八條の場合を除いては、都道府県若しくは特別市の区域又はその区域を超える区域を地区とする組合については主務大臣、その他の組合については都道府県知事又は特別市の市長とすることを定める。

前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府県知事又は特別市の市長に委任することができる。

第九章 罰則

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は授取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処す。

前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することが出来る。

第一項の規定は、刑法は正條がある場合には、これを適用しない。

第九十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四條の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、これを千円以下の罰金に処す。

組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に對して同項の罰金刑を科す。

第一百條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

一 第十條に規定する以外の事業を営んだとき。

二 第十九條第二項の規定に違反したとき。

三 第二十條の規定に違反したとき。

四 第三十二條の規定に違反したとき。

五 第三十四條、第三十五條又は第三十六條の規定に違反したとき。

六 第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

八 第四十九條若しくは第五十條第二項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき。

九 第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき。

十 第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十一 第六十四條第五項の規定に違反したとき。

十二 第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十三 第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第九十二條 第二條第二項の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

附則

農業協同組合法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的

政府は農に第九十議會を通過した農地調整法中改正法及び自作農創設特別措置法に基き、わが國農業生産力の発展を制約し來つた農地制度に重要改革を加え、もつて耕作農民の解放に着手したのであるが、この際更にこれを推進する目的で、現行農業協同制度を根本的に刷新して、農民の自主的な協同組織の確立助長をはかり、併せて農村の生産、流通、信用等の諸部面に根幹的な改善を行い、進んでは農民の努力により新生面を拓き、よつてもつて農業の國民扶養力を高め、國民經濟の安定に貢献しようというのである。

二、議案の要旨及び特色

本法案は第一章總則、第二章事業、第三章組合員、第四章管理、第五章設立、第六章解散及び清算、第七章登記、第八章監督、第九章罰則の各章より成り、附則を除き全文百二箇條である。その主要な特色を挙

げると次の通りである。

(一) 先ず本法に謂う農業とは、耕作、養畜又は養蚕の業務であるが、農業と兼營される新炭生産をも農業の範疇に加えてゐることは、特に注目する点である。

(二) 次に、農業協同組合の本質は、その行ふ事業を通じ組合員のために最大の奉仕をすることにあつて、單なる営利機關でないことが明らかにされてゐる。この事実に関連して、農業協同組合は、所得税、法人税又は營業税を免除される。

(三) 組合の行ひうる事業として信用、購買、販賣、利用、生産、農村文化事業等が列挙されてゐるが、特に農業協同組合が農業生産協同団体であるという趣旨に鑑み、生産に関する各種の事業を強力に遂行することを強調し、土地の開墾、水利の管理、農作業の協同化に関する施設、農村工業等の事業対象を具体的に掲げている点は、本法案の重要特色の一つである。

(四) 次に、農業協同組合は農民の団体であることを鮮明にし、決議機関及び執行機關においても農民の主体性を尊重し、理事の定数はその四分の三が農民たるべきこと等が規定されている反面、組合の設立、組合員の加入脱退に関しては、手續上の制限を除き、原則として自由開放の主義を採つてゐる。

三、修正議決の理由

農業協同組合法の実施がわが國農村及び農業の今後の在り方に対して決定的な影響を與へるべき事実に鑑み慎重審議を遂げたが、結局、本法

案は、農民の協同組織の発達を促進し、もつて農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上をはかり、併せて国民経済の発展を期する上において進歩的意義を有し、時宜に適用するものと認め、その運用において農民の期待に沿うべく万漏遺なきを期するため、各党各派の意見を勸案した附帯決議を附し、附則に關しては政令に委ねていた法律施行期日はこれを法律で定めるべきものとの建前から、別紙の如く修正すべきものと議決したしである。

昭和二十二年十月十八日

農林委員長 野海 勝

衆議院議長岡駒吉殿

附帯決議

一、農業協同組合事業に關連のある食糧管理法、酪農業調整法、馬匹法その他許可認可を要する関係法は、農業協同組合事業の発展助長のため速かにこれを改廃すること。

二、農業協同組合事業の達成を図るため、金融の自主的確立に關し充分なる措置を講ずること。

三、農業協同組合事業の達成を図るため、技術員制度を確立し、併せて研究機關を設立すること。

四、森林組合、漁業組合等農山漁村に対する協同組合組織の確立に關し速かに法的措置を講ずること。

五、政府は養蚕、畜産等農業の各業種の健全なる発達を図るため、本法施行に當り特に育成の措置を講ずること。

六、同一地区内に二つ以上の同種組合が設立される場合は、組合員の

二重加入を認めざる措置を講ずること。

七、農業會社等処分禁止については、嚴重監督をなし、遺憾なきを期すること。

八、農業團體解散に當りその資産の分割については、組合員の意志を尊重し、合理的且つ能率本位にその処分の途を講ずること。

九、農業會社解散に伴う農業會社員の処置に關し適當なる措置を講ずべきこと。

十、公職追放令該當者たりし者は、農業協同組合の役員に就任しないよう措置を講ずること。

十一、議決権を行使する代理人は組合員たるべきこと。

十二、政府は農業協同組合の設立育成に關し積極的な援助を行うこと。

十三、農業協同組合法の運営上、加工場の新設、運搬業の開始等他官廳の許可を要する事項が多いから、主官廳は本法運営上支障を來さないよう責任を負うこと。

十四、非出資組合に對しても、出資組合と同様に、課税しないこと。

十五、第四十條第一項の總會は、准組合員を除く總組合員の半数以上が出席しなければこれを開けぬよう措置を講ずること。

(別紙)

(小字は修正)

農業協同組合法案の一部を次のように修正する。

附則

この法律施行期日は、政令でこれを定める。

農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案

第一節 農業團體法及び養蚕業組合法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に存する市町村農業會、都道府縣農業會及び全國農業會(以下農業團體と總稱する)並びに生糸輸出業組合及び養蚕実行組合については、前項に掲げる法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

前項の農業團體、生糸輸出業組合及び養蚕実行組合でこの法律施行の日から八箇月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

行政廳は、必要があるとき、何時でも第二項の農業團體又は養蚕実行組合に對し、解散を命ずることが出来る。この場合には、当該農業團體又は養蚕実行組合は、当該命令に因つて解散する。

第二項の農業團體で第三項の期間満了までに金融機關再建整備法第三十四條第二項の規定により新勘定及び旧勘定の区分の消滅しないものについては、第三項の規定を適用しない。

前項の農業團體は、同項の区分の消滅があつたときは、運搬なく解散の議決をしなければならぬ。

第五項の農業團體は、第三項の期間満了の後、その事業を行うことができない。

主務大臣は、第五項の農業團體に對し、その財産の処分、保全その他管理に關し必要な命令又は処分をすることが出来る。

主務大臣は、第六項の規定による解散の議決及び第三項、第四項又は第六項の規定による解散に因る清算の終了を農業團體に速かにさせることに關し責任があるものとする。

第二條 農業團體は、行政廳の認可を受けなければならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

前項の規定施行前に農業團體のした資産の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいづれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない。

第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

第一項の規定施行前に農業團體のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

農業團體が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行爲をした農業團體の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することが出来る。

第三條 農業協同組合及び農業協同組合連合會は、農業團體の會員となることが出来ない。

都道府縣農業會又は全國農業會

は、農業協同組合又は農業協同組合連合會に、その施設を利用させることが出来る。

第四條 農業團體の財産の分配は、各會員に平等にその持分に應じてこれをしなければならない。

第五條 市町村農業會の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該市町村農業會に對し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求むることが出来る。

前項の場合において協議が調わないときは、行政廳は、當事者又はその一方の申請に因り、當事者の意見を聴き、当該市町村農業會に對し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることが出来る。

第六條 市町村農業會の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該市町村農業會に對し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求むることが出来る。

前項の場合において協議が調わないときは、行政廳は、當事者又はその一方の申請に因り、當事者の意見を聴き、当該市町村農業會に對し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることが出来る。

第七條 市町村農業會の會員たる者

の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該市町村農業會に對し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求むることが出来る。

前項の場合において協議が調わないときは、行政廳は、當事者又はその一方の申請に因り、當事者の意見を聴き、当該市町村農業會に對し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることが出来る。

前項の規定により市町村農業協同組合の資産の額の当該市町村農業協同組合の資産の額に對する割合は、当該市町村農業協同組合の持分の總額のうち、当該市町村農業協同組合の會員で当該農業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合を超えてはならない。

第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求めた時は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を經過したときは、これを提起することができない。

第二項乃至前項に規定するものの外、第一項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七條 命令で定める農業協同組合連合会は、行政廳の認可を受けて、都道府縣農業協同組合又は全國農業協同組合に對し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求めることができない。

前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

第八條 この法律施行の際現に存する農業協同組合は、この法律施行後二箇月以内に總會を招集しなければならない。

行政廳は、前項の農業協同組合の理事又は清算人に對し、前項に規定する會員の出席を得るため必要な措置を採るべきことを命ずることができ。

第一項の總會の招集があつた場合において、第三項に規定する會員の出席がないときは、農業協同組合は、第一項の期間經過後でも、第三項に規定する會員の出席があるまで總會を招集しなければならない。この場合には、第二項乃至前項の規定を準用する。

第九條 前條第一項の農業協同組合の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の總會の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

前項の理事又は清算人は、同項の總會において、農業協同組合法及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならない。

第一項の總會においては、資産処理委員會の委員を選任しなければならない。

前項の委員の定数は、五人乃至九人とし、少くともその四分の三は、農業協同組合法第九條第一項に規定する農民でなければならない。

第一項の農業協同組合の理事又は清算人は、第五條の規定による財産

の分割並びに第六條又は第七條の規定による資産の譲渡（第六條第二項及びその準用規定の場合にあつては、行政廳に述べべき意見書）及び債務の引受については、資産処理委員會の意見を聽き、これに従わなければならない。但し、總會の決議に違反することができない。

第十條 第五條第二項の規定により市町村農業協同組合の財産のうち農業協同組合に帰属した財産の價額は、特別法人税法による剰余金の計算上、当該農業協同組合の益金及び当該市町村農業協同組合の損金にこれを算入しない。

第十一條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が第五條、第六條又は第七條の規定により農業協同組合から不動産又は船舶に關する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價額の千分の四とする。但し、登録税法により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

農業協同組合が農事実行組合又は農事実行組合から不動産に關する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、また前項と同様とする。

第十二條 農業協同組合法施行の際現にその名称中に農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用いている者は、同法施行後三箇月以内に、その名称を変更しなければならない。

農業協同組合法第九條の規定は、前項の期間内は、これを同項の者に適用しない。

第十三條 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、金融機關再建整備法第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十二條第一項若しくは第二項の規定の適用に關しては、これをこれらの規定に定める他の金融機關とみなす。

都道府縣農業協同組合、金融機關再建整備法第四十條第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に關する事業を譲り渡す場合には、同法第四十二條第一項の規定にかかわらず、新勸定及び旧勸定の区分消滅前における農林中央金庫をその譲渡の相手方として選ぶことができる。

前項の場合において、農林中央金庫は、金融機關再建整備法第四十二條第一項の規定にかかわらず、前項に規定する事業を譲り受けることができる。

第十四條 農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十條ノ二第一項中「農事実行組合、農事実行組合其ノ他」を削る。

第十條ノ三及第十條ノ四 削除

第十五條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「市町村農業協同組合、道府縣農業協同組合、農業協同組合連合会」に、同項第十二号中「道府縣農業協同組合、全國農業協同組合連合会」を加ふる。

第五條第六号中「市町村農業協同組合」を「農業協同組合」に、同條第九号中「市町村農業協同組合、道府縣農業協同組合」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第十六條 牧野法の一部を次のように改正する。

第二條ノ二第一項中「又ハ馬匹組合聯合會」を「馬匹組合聯合會、農業協同組合又ハ農業協同組合連合会」に改める。

第二十七條中「若ハ馬匹組合聯合會」を「馬匹組合聯合會、農業協同組合又ハ農業協同組合連合会」に改める。

第十七條 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「農業協同組合」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

同條第十五号及び第十六号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十八條 特別法人税法の一部を次のように改正する。

第二條第一号を次のように改める。

一 農業協同組合及農業協同組合連合會(所屬ノ組合員、組合又ハ連合會ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)

第十九條 貯蓄銀行法の一部を次のように改正する。

第五條第四号及び第五号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第二十條 臨時資金調整法の一部を次のように改正する。

第二條中「道府縣農業會」を削り、「ノ區域トスル信用組合聯合會」を「ノ區域又ハ其ノ區域ヲ超エル區域ヲ地區又ハ區域トスル農業協同組合連合會又ハ産業組合聯合會」ニシテ信用專業ヲ行フモノ」に改める。

第二十一條 臨時農村負債処理法の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に、「市町村農業會」を「農業協同組合」に改め、「會員若ハ」を削る。

第二十二條 家畜市場法の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第四條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、「道府縣農業會」を「農業協同組合」に改める。

連合會」に改める。

第二十三條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第五條第一項中「全國農業會、道府縣農業會、市町村農業會」を「農業協同組合連合會、農業協同組合」に改める。

第十四條 農林中央金庫特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條中「所屬道府縣農業會、所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合連合會、所屬農業協同組合」に改める。

第二十五條 農林團體自治監督法の一部を次のように改正する。

「農業團體自治監督法」を「農業協同組合自治監督法」に、「農業協同組合自治監督會」を「農業協同組合監督會」に改める。

第一條第一項中「農業團體」を「農業協同組合及農業協同組合連合會」に、「同條第二項中「及」を「又」に、「農業團體」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合會」に改める。

第二條第三項、第四條第三項、第五條及び第九條第一項中「農業團體」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合會」に改める。

第二十六條 農村負債整理組合法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第二十七條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に、「市町村農業會」を「農業協同組合」に改め、「會員若ハ」を削る。

第二十八條 農業保險法の一部を次のように改正する。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十六條及び第五十三條中「市町村農業會及農産物實行組合」を「農業協同組合」に改める。

第二十九條 農業動産信用法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十二條中「農事實行組合、畜養實行組合」を「農業協同組合」に、「市町村農業會」を「其ノ所屬スル農業協同組合」に改める。

第三十條 農業倉庫法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二号中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第四條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、「同條第二項中「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第五條中「市町村農業會若ハ道府縣農業會」を「農業協同組合若ハ農業協同組合連合會」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

第十九條中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會、全國農業會」に改める。

縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第二十條中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第二十一條第一項中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に、「同條第二項中「道府縣農業會若ハ全國農業會」を「農業協同組合」に、「同條第二項中「道府縣農業會若ハ全國農業會」を「農業協同組合」に改める。

第二十一條 國民貯蓄組合法の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第四條中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第三十二條 蚕糸業法の一部を次のように改正する。

第二十九條中「農業團體」を「農業協同組合及農業協同組合連合會」に改める。

第三十三條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十四條 金融緊急措置令の一部を次のように改正する。

第八條中「地方農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

ように改正する。

附則第五條第一項中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第三十六條 信託業法の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第六号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第三十七條 製糸業法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十八條 昭和十五年法律第九十二号の一部を次のように改正する。

第二條中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十九條 この法律施行の際現に存する農業團體、農事實行組合、生糸輸出業組合及び蚕糸業實行組合については、第十五條乃至前條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第四十條 この法律施行前(第一條第二項の農業團體については、同項の規定により効力を有する農業團體法の失効前)にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後(同項の農業團體については、同項の規定による効力を有する農業團體法の失効後)でも、なお従前の例による。

附則 この法律施行の期日は、改定をこれと定める。但し、第三條の規定は、

定は、公布の日から、これを施行する。

農業協同組合法の制定に伴う農業協同体の整理等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨

本法案は農業協同組合法の制定に伴い、従来の農業協同会、農事実行組合、養蚕実行組合等の解体を行うに必要なる手続を定めたものであつて、附則を除き全文四十箇條よりなつてゐる。

本法案の要旨は次の二点にある、先ず、従来の農業協同会等は協同組合法施行後八箇月以内に解散しなければならぬ。

次に、農業協同会は行政廳の認可なしに、勝手にその資産処分を行うことが禁ぜられると同時に一定の手続を経てこれを新しい農業協同組合に引継がねばならぬ。

二、議案の修正議決理由

農業協同組合の健全な成長を期待するために旧性格の農業協同会を完全に解体し、その解体した農業協同会の資産を新しく結成される農業協同組合に引継がしめることは当然の措置である。本法案はそれがための手続規定であつて、農業協同組合法案の関連法案として当然制定せらるべきものと認められるが、附則については政令に委ねていた法律施行期日はこれを法律で定めるべきものと建前から、別紙の如く修正すべきものと議決したさいである。

昭和二十二年十月十八日

農林委員長 野溝 勝
衆議院議長松岡陶吉殿

〔別紙〕 (小字は修正) 農業協同組合法の制定に伴う農業協同体の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則

この法律施行の期日は、^{公布の日から二箇月以内}政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日からこれを施行する。

〔野溝勝君答覆〕

○野溝勝君 たいま議題になりました農業協同組合法案及び農業協同組合法の制定に伴う農業協同体の整理等に関する法律案に、報告をいたしたいと思ひます。農林委員会に付託になりました農業協同組合法案及び農業協同組合法の制定に伴う農業協同体の整理等に関する法律案に、一括その審議経過及び結果の概要を報告いたします。

まず第一に、政府提案の理由を説明いたします。政府は、わが國の農業生産力の発展を制約してゐたところの農地制度に重要な改革を加へ、もつて耕作農民の解放に着手したのであります。この際さらにこれを推進する目的をもつて、現行農業協同会制度を根本的に刷新し、農民の自主的なる協同組織の確立助長をはかる必要を認めるに至つたのであります。すなわち、わが國農業経営の特徴とされる経営規模の零細性からたらされる諸般の不利益を補うため、農民の協同組織によつて経営の合理化、生産性の向上をはかることが必要であります。殊に農産物價の國際的変動から免れないわが國農業経営の今後に対処するの必要

を認めるものであります。以上の理由に基いて、農村の生産、流通、信用等の各面において根本的な刷新改善をはかり、進んでは農民の努力により新生面を開き、もつて國民經濟の確立を期さんとするものが、本法案提出の主要な理由であります。

以下、両法案の内容及び特色の概要について説明申し上げます。本法案は九章より成り、附則を除きまして全文百二箇條より成つております。

まず第一章總則において、農業協同組合法案の本質を規定し、組合は、その行い事業によつてその組合員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的として事業を行つてはならないことを明らかにし、冒頭において組合の非営利性を強調してゐるのであります。従つて、農業協同組合は所得税、法人税または營業税の免除特典を與えらるるのであります。この精神は本法案の全編を貫いてゐるわけであり、耕作、養蚕または養蠶並びに薪炭の業務等であり、

第二章においては、農業協同組合の行い得る事業をあげ、信用、購買、販賣、利用、生産、農村文化等諸般の項目にわたることを明記してゐるのであります。なかんずく、農業協同組合が農業生産協同体である趣旨に鑑み、特に生産に関する事業を強力に遂行することを強調し、土地の開発、水利の管理、農作業の共同化に関する施設、農村工業等の事業対象を具体的に掲げてゐる点は、従来の農業協同法と著しく異なる点であります。

次に第三章において、農業協同組合

は農民の団体であることを明白にし、組合における農民の主導権の確立をはかると同時に、加入脱退について自由の原則を打立ててゐるのであります。すなわち、總則第九條第一項において、「みづから農業を営み、又は農業に従事する個人」をもつて農民とする

ことが規定されており、従来の農村において、非農民の要素が指導的勢力を把握し、農業の生産過程における共同化を阻却せしめていた原因を排除してゐる点は、本法案の重要な特徴であります。但し、農村の現状と、組合事業が農村の消費生活の分野をもおおうて非農民の加入をも認めてゐるのであります。これらの准組合員に対しては、議決権及び選挙権はこれを認めておかないのであります。なお、組合員の議決権及び役員連率権については、その出資口数の多少にかかわらず、常に一箇であることを掲げ、協同組合の人格的基礎を明らかにしてあります。

次に第四章においては、定款、規約、役員、總會、総代会、剰余金の処分等が規定されております。本章における重要規定について説明いたしますと、決議権限及び執行機關の民主的原則が明らかにされてゐることであり、なかんずく理事については、その定数の四分の三以上は農民たるべきことが定められており、役員任期は原則として一年であります。但し、總組合員の五分の一以上の請求により、任期中でも改選されるのであります。剰余金の処分については一定の制限が行われ、年五分を超えない範囲で拂込田資額に応じて配當が行われ、な

お剰余あるときは、組合員の事業の利益分量に應じ配當されることになつておるのであります。

次に、農業協同組合の設立に關しては、その自主性尊重の建前であり、行政廳の認可は、これを形式的審査に止められて、いやくも法規に適合し、正規の手続を経て結成したものであるについては、すべてこれを認可しなければならぬとしておるのであります。

設立の地域は、農業協同組合において市町村単位に一箇、同連合会にあつては道府縣に一箇を理想とせられますが、必ずしもこれらの行政区域に限定せられるのではなく、部落単位の組合、市町村単位の連合会も考えられるのであり、要は地域事情、地方産業の得失に基いてきめられるわけであり

以上、農業協同組合法の概要について説明申し上げましたが、次に、農業協同組合法の制定に伴う農業協同体の整理等に関する法律案の概要を説明いたします。

本法案は、農業協同組合法の施行に伴い、従来の農業協同会、農事実行組合、養蚕実行組合等の解体を行うに必要なる手続を定めたものでありまして、附則を除き全文四十箇條より成つております。その要旨は、まず第一に、従来の農業協同会等は協同組合法施行後八箇月以内に解散しなければならぬのであります。第二に、農業協同会は行政廳の認可なしに勝手にその資産を処分することが禁ぜられると同時に、所定の手続を経て、これを新しい協同組合に引継がねばならぬのであります。両法案の主要なる内容は以上の通り

であります。さて農業協同組合法の実施が、わが國農業経営の改革に決定的影響を與ふる事実に鑑み、農林委員会は、八月九日日本法案が付託せられた後、前後七回にわたる委員会、四回にわたる理事會を開催し、慎重審議を遂げたのであります。とりわけ原案第九條第三項の、農民が行う新炭生産の業務は、この法律適用については、これを農業とみなす、この件について委員の論議が活潑に行われ、また原案に対する賛否相半ばする諸願及び陳情を受理したのであります。以下、本案との関連事項並びに細部の点に關し、政府委員との間に行われた質疑應答のおもなるものを御紹介申し上げたいと思ひます。

委員の質疑の第一点として、政府は本法と至大の關係をもつ第三次農地改革を断行する意思ありや否や、ありとすればその時期いかに。これに対する政府側答弁は、第三次農地改革はぜひ断行したい、但し、その時期は第二次農地改革の終了次第着手したい。質疑第二として、農地改革に対する政府今後の農政の方向いかに。これに對する政府側の答弁は、当面全小作地を開放し、完全なる自作農創設をねらいとし、土地所有を考慮してない。質疑の第三として、政府は農民の基本的人權法ともいへべき農民組合法を制定する意思ありや否や。これに對する政府側の答弁は、將來法律として出したい。

質疑の第四として、農業協同組合の役員は公職とみなすや否や、かつ非民主的役員が就任が行われた場合の処置いかに。これに對し政府の答弁は、刑

法上意味する公職ではないが、農業協同組合法制定の趣旨に鑑み、公職に準ずるものと解釈する、従つて農業協同組合の趣旨に反する役員が就任は自前されたい。

質疑の第五として、農業協同組合連合會に金融事業を分離した理由いかに。これに對し政府の答弁は、生産を行わぬ連合會に金融を行わしむることは、各種の弊害を起すのでこれを禁止した、金融は生産と直結する建前をとつたものである。

質疑第六として、農業協同組合が全国的に統一された場合、私的独占禁止法に抵触のおそれなきや否や。右に對する答弁は、農業協同組合が一部の者の利益に壟斷されない限り抵触しない。

質疑第七として、農業協同組合に對し、その所有する各種公債等の欠損に對し、政府はこれを補償する意思ありや否や。これに對する答弁として、政府は、これを再建整備法により新旧勘定にわけ、國庫において補償すると旨明せられました。

次に質疑第八として、農業協同組合設立運用にあたり、資金面を政府はいかに考へているか。これに對し政府の答弁は、農村全般にわたる金融については、中金を改組して大きな金融機關を設けるつもりである。

質疑第九として、農業協同組合法が成立した場合、開墾營團の關係いかに。これに對し政府は、開墾營團の關係も、農業協同組合を組織してやるように指導していききたい。

穀粉加工場等すべて自由に行い得るや否や。これに對し政府は、農村工業は組合事業として自由に行い得る、但し食糧管理法、酪農調整令等に關連あるものは許可認可を要する。

質疑の第十一として、農業會その他の經營による穀粉加工場等は、農業協同組合の事業に承継されるや否や。これに對する政府の答弁は、農業會で經營する穀粉加工場は当然承継される、但し業者の經營するものなどは、能率等を考へて処置したいが、可及的にこれを農業協同組合に承継していきたい。

質疑の第十二として、農業協同組合法の成立によつて末端の實行組合等は解消するが、下部組織の運用いかに。これに對する政府の答弁は、農業協同組合の下部組織により運営していきたいと思ふ。

質疑第十三として、農業協同組合は肥料取扱指定人として農業會の業務を引継げるかどうか。その手数料はどうか。また衣料登錄の指定も受けられるかどうか。これに對する政府の答弁は、農業會業務として行つた肥料取扱指定は承継される。手数料については、組合が免稅されているので考慮の余地がある。衣料登錄の指定は特殊の扱いとしてこれを認めたい。

質疑第十四として、農業會解散に伴う人員整理、財産処分をどうするか。右に對し、農業會解散に伴う人員については、可及的にこれを食糧調整委員會、作物報告事務所等に吸収したい。財産処分の根拠については、原則として帳簿價格を建前とする。但し、帳簿にないものは時價をとることになる。

質疑第十五として、農業會解散にあたり、不當なる資産処分が行われる危険があり、これを防止するため、二十一年八月一日現在に遡及する意思ありや否や。政府の答弁は、八月一日附省令で財産処分を禁止を加えたが、不當事実があれば、断乎これを取締る方針である。

質疑の第十六として、本法によれば組合設立にあたり認可を必要としているが、本法制定の趣旨に鑑み、届出主義を妥當とするがいかに。これに對し、大體認可する程度でいききたいと言明しました。

質疑の第十七として、第九條によれば新炭生産を農業とみなしているが、林政の総合対策遂行にあたり、当然除くべきが至當と思はれるが、この点いかに。政府の答弁は、農民の行う新炭は、今日の農業経済よりして、当然農業のうちに含まれるという答弁がありました。

質疑の第十八として、協同組合に農業を附した理由いかに。右に對して政府は、常識できめたものであると答弁。

質疑の第十九として、農業協同組合設立と重大なる關連を有する日本の農政いかに。且つ農業恐慌対策いかにという質問に對し、政府の答弁は、主食を第一とし、これに關連する蛋白、脂肪等の総合食糧政策をねらいとし、農業統計を基礎とし、五箇年計画を樹立し、生産に全力を傾倒したい。農業恐慌については、二、三年後には到來しない。

以上、質疑應答のおもなるものをあげたのであります。

かくて本委員會は、十月十三日、両法案を一括議題として討論採決に入つ

たのであります。まず社會黨を代表して大島義晴委員より、両法案は農民の協同組織の発達を促進し、もつて農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上をはかり、併せて國民經濟の發展を期する点において進歩的意義を有し、時宜に適當なものとして認めるが、本法をして單なる作文に終らしめず、かつその運用において農民の期待に副ぐべく万道漏なきを期するため、かつまた附則における施行期日制定上の不備を是正するため、各党各派の意見を勸察して作成した附帯決議を附して、これを修正可決すべき旨が提案せられたのであります。

次いで、民主黨を代表して八木一郎委員より、本法が提出される段階に至つたことはまことに喜びにたえない、われわれはその成立に双手をあげて賛成するものである。しかしながら、本法案そのものからただちに農業の近代化が生れるものではない、要はその運用にあり、従つてわれわれは、本法の円満なる運営を期待するため附帯決議を附するものである、なお本法は上より與えられたるものであり、従つて、その発達には深甚の注意を必要とする、と賛成意見を述べられたのであります。

次に、國民協同黨を代表して萩原藤雄委員より、本案は農村の民主化、農業の再建にとつてきわめて重大であり、協同組合主義の観点より、その成立に賛意を表するものである、しかしながら、十數項目にわたる附帯決議に對しては十分に留意し、農業協同組合の健全なる発達に万道漏なきを期するよう

特に政府に強く希望するものである、と賛成されたのであります。

次に、自由党を代表し小川憲政信委員より、次のごとき修正意見が提出されたのであります。すなわち、第九條第三項を「みずから前項に掲げたる業務を営み、又はこれに従事する者が副業として薪炭を生産する場合は、その業務（これに附随する業務を含む）については、この法律を適用することが出来る。」と修正すること。右修正案に對し賛否を語りましたところ、少数をもつて否決されたのであります。

次に日本農民党は、農業協同組合法案第一條に、農民の團結を保障する條項を挿入すること、第十條第五項、農業協同組合連合会における金融事業分離を定める條項を削除すること、第五十九條、農業協同組合設立に對する許可主義を届出主義に修正すること、及び第九十三條における組合事業に對する國家の監督を排除すること等について、修正意見を提出されたのであります。が、少数意見として否決されるに留つたのであります。

かくして、各派共同提案の附帶決議案、附則に關する修正案は、満場一致をもつて可決せられました。同法案附則修正に關し關係方面の考慮を要することとなり、十月十六日開会の農林委員會において、これを再審議の上可決いたしました次第であります。

なお本法案に對して、日本共産党より、公職追放者及び戰時中農團體の役員たりし者の徹底的追放、並びに解體農業者が農業協同組合運動を行ふことを抑制するための行政的措置等七項目にわたり意見の發表を求むる通告がありました。そこで、この取扱ひにつ

いて委員會に諮りたる。ところ、委員長において要點のみを明瞭されたいといふこと、これを明瞭いたしました。最後に、両法案に對する農林委員會決定の附帶決議並びに修正箇所について明瞭いたします。

附帶決議
一、農業協同組合事業に關連のある食糧管理法、酪農業調整法、馬匹法其他許可認可を要する關係法は、農業協同組合事業の發展助長のため速やかにこれを改定すること。

二、農業協同組合事業の達成を図るため、金融の自主的の確立に關し充分なる措置を講ずること。
三、農業協同組合事業の達成を図るため、技術員制度を確立し、併せて研究機關を設立すること。
四、森林組合、漁業組合等農山漁村に對する協同組合組織の確立に關し速やかに法的措置を講ずること。

五、政府は養蚕、畜産等農業の各業種の健全なる發展を図るため、本法施行に當り特に育成の措置を講ずること。
六、同一地区内に二つ以上の同種組合が設立される場合は、組合員の二重加入を認めざる措置を講ずること。
七、農業會資産処分禁止については、嚴重監督をなし、遺憾なきを期すること。
八、農團體解散に當り、その資産の分譲については、組合員の意志を尊重し、合理的且つ能率本位に

その処分の途を講ずること。
九、農業會解に伴う農業會職員の処置に關し、適當なる措置を講ずべきこと。
十、公職追放令該当事たりし者は、農業協同組合の役員に就任しないより措置を講ずること。
十一、議決権を行使する代理人は組合員たるべきこと。
十二、政府は農業協同組合の設立育成に關し積極的な援助を行うこと。

十三、農業協同組合法の運送上、加工場の新設、運搬業の開始等他官廳の許可を要する事項が多いから、主官廳は本法運送上支障を來さないよう責任を負うこと。
十四、非出資組合に對しては、出資組合と同様に課税しないこと。
十五、第四十條第一項の總會は、准組合員を除く總組合員の半数以上が出席しなければこれを開けぬより措置を講ずること。

修正案
一、「農業協同組合法案」の附則は次の如く改める。
「この法律施行の期日は、政令でこれを定める。」
とあるを、「この法律施行の期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、
二、「農業協同組合法案」の附則は、次の如く改める。
「この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内」に改め、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあるを、「この法律施行の

かつまた、従來のごとき封建的農奴にひとしき官儀組織の農民政策を改変して、民主的に農民を解放するには、農民の團結行使の機關が絶対に必要であります。もしまた農業協同組合を農民の團結行使の機關として法文に明らかにしないでも、農民が協同の組織で團結行使の行使、団体行動をなしても、これを抑圧することは憲法が絶対に許さない。ゆえに、農業協同組合が團結行使の機關であることを明らかにしておくことが、複雑化を防ぎ、社会不安を除き、農民の前途に光明を與えるものであるから、ぜひ憲法第二十八條の勤勞者の団体機關であることを明文化しなければならぬ。

たとえ、すなわち農産物にいたしましても、公正な價格で生産物を出荷させ、物交を必要としない配給機關を生産者の組織体に取扱わすならば、百パーセントとか、割当とか、抽権とか言わずとも、きれいなさつばりといふ荷さるるものであります。官儀や、これと行動をとるに政治家によりまして、農民は奴隷のごとくたきつければよいとの考え方から、今の未曾有の食糧飢饉があると言つても決して過言でないものであります。國民の四分の一の價に働く農民が、万事をなげうつて強度の勞役に従いつつも、なおかつ國民の食糧が十分でないものであります。また一人で三人分の食糧すらもできないのであります。働く二千万の農民、その家族は、教養の時間もなく、新しい文化にも接し得ないでは、増産の研究も合理的な農法も、考ふる余裕が出るものではないのであります。徳川三百

年の封建時代の武士に代るに官儀どもに打ち打たれ、酷使されつつある農奴的農業政策では、いつまで経つても反當り二石、しかも、さらにこれが減じていくのであります。眞に解放された農民の農業となれば、思わぬほどの増収が確実にできるのであります。三石、四石の生産が得られる革新農業となるのは何でもない。しかれども養育した農民ではできないのであります。加うるに、農産物の正当なる價格の決定は、政府の力のみをもつては容易に行われがたく、その決定をして十分眞實ならしめんがためには、どうしても生産者たるものの團結により、その團體の協同の働きとして、生産者の内部からも行わなければならぬのであります。しかして、その決定に關しましては、生産者の間に十分なる道徳上の力と、またこれを統制実行する有効なる組織の力との備わること、必要の條件とならなければならぬ。これ日本農業並びに農村民主化の第一條件である。以上の観点から、第一條の修正は當然過ぎるほど當然なのであります。

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 御席に願ひます。
○北二郎君(續) すでに労働組合その他の團體におきましては、団体交渉権は確立してあるのでありますが、農民だけは確立してないのであります。次に、第十條の第五項の削除であります。第十條の第五項は、重大なる協同組合連合会の金融事業の分離でありまして、絶対に反対すべきであります。金融事業を連合会よりとつて、連

合会の資金の途を止めて、連合会が運営のできぬようにする重大阻礙があるものであります。すなわち、金融機関、金融業者及び官儀による中央金庫に金融面を掌握せしめ、農民の協同組合による事業を金融によつて活殺自在にさせるものであります。わが國農村民主化を根本から破壊するものであります。次に、第五十九條の許可主義であります。これは届出主義に根本的に修正を要するのであります。届出主義において何ら弊害なきは、労働組合においては實際に見るところにして、許可主義は官儀の勝手となり、あるいは政黨所屬の地方長官等において、御便宜主義、党勢擴張の材料に憑用される憂いが多いのであります。あるいは許可期限の制限とか、あるいは不可許可の場合の裁罰など、まつたく無情なことであります。これ官儀の人員増加の手段に過ぎない。殊に無資格者をなす團體でありますから、組合員がみづから十分慎重に考究するので、許可主義のごときは官儀が組合員大衆を輕蔑するものであり、斯くて許可主義に反対するものであります。ゆえに、本法案の第六十條、第六十一條、第六十二條はまつたく不要であるから、削除を必要とするのであります。

以上をあげて説明いたします。すなわち、過渡北海道において行われた組織的農産物販賣に關し、農民組織の購買會が拡充し、実施要綱、登録業者の資格ある者、すなわち規則(この第三條三項のいわゆる新規業者、Bの消費者の組織する購買事業を行う組合に該当していることにより、これを正規の手

續によつて町村長の承認を求め、選挙戦に臨まんとしていたのであります。が、何ら具體的理由なく、しかも道廳の一商務課長が、この選挙の前後になり、農民組織の購買會の立候補の資格を、たつた電報一本でなくせしめ、農村を大混亂に陥れておる事實があるものであります。これ一官吏が少数營利業者を助けんがため、これと結託して、農民大衆の自主的活動をまつたく阻害しておるのであります。官儀に権限を與えるならば、かような悪辣なことを平氣でやるのであります。この例からみましても、本法案はきわめて自由自主的のものであるという農林大臣の御説明にまつたく反し、農村民主化に大逆行するものであります。

最後に、第九十三條の組合の監督であります。これは監督が行うべきであります。監督は組合員の事務、業務、財産状況をいつでも検査し、不正の疑いあるときは、監督は總會を招集して報告すればよいのであります。監督のごときは、組合員が自主的にやるべきであります。行政廳にやらせることは、農民がまつたく官儀に隷屬することとなるものであります。日本農村民主化をまつたく害するものであります。

以上の通りでありまして、私は協同組合主義原理による大綱の修正を必要とすると思つております。これをもちまして、私の討論を終る次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 大島義晴君。
〔大島義晴君登壇〕
○大島義晴君 私は、ただいま上程せられております農業協同組合法案及び

が農業協同組合法施行による農業團體の整理に關する件、この二つの法案に對しましては、委員長報告に賛成するものであります。以下、いささか社會党を代表いたしまして、この賛成の理由を申し述べたいのであります。

農業協同組合法の制定は、農村解放の指令の道に沿ひまして、土地の開放の裏づけをいたしまして、併行せねばならぬ絶対的なものであります。その第一條に示すごとく、農村協同組合組織の発達を促進し、もつて農業生産物の増産と農民の經濟的地位の向上をはかり、併せて國民經濟の發展を期することをもつて目的とする、かようにあります。すなわち、農業生産の近代的发展と農業經營の合理化をはかり、勤勞農民の轉落を防止するためには、金融、商業両資本の農村支配を排除いたしまして、生産、流通両面の事業の綜合的效果をあげ、農民生活の確立を期さねばならぬのであります。同僚の議員諸君よりも、農業協同組合は官儀の支配下に置かれてはならない、また政黨に利用されてはならないとの御意見もありました。が、まつたくその通りであります。農村の大衆的な組織でなければ、農業協同組合の効果はないのであります。

かかる見地よりいたしまして、本案の内容を検討いたしました。さらにその完璧を期するために、各派協同提案の、先ほど委員長報告の通りの附帯決議をいたしておるのであります。が、この附帯決議の内容につきまして、私は一、二註釈を加えてみたいと思つてあります。

附帯決議の第一には、農業協同組合

事業に關連のある食糧管理法、酪農業
調整法及び馬匹法その他許可認可を要
する關係法は、農業協同組合法案の第
四條の第一項の附帯決議を改定する
こと。これが第一項の附帯決議であり
ますが、この第一項の附帯決議は、こ
れら法の關係が、必ずしも農業協同組合
の發展を助長するとは考えられないの
であります。あるいは、これにプレーキ
をかけるという感なきあたわざるもの
があるので、かような附帯決議を附し
まして、政府に速やかにこれらの關係
法令の改正を要求してやるものであり
ます。

第二点は、農業協同組合法案の達成
をはかるため、金融の自主的確立に關
し十分な処置を講ずること。これは先
ほど北君も申されたやうであります
が、農業協同組合の連合会が、一方に
おいて事業を行うものは金融ができな
い、金融を行うものは事業ができな
いといふやうな分離されておる傾向に
あることは、この内容にはつきり盛ら
れておるのであります。しかし、これは
やはり一應こゝろいふ形をとつて、こ
の連絡の密度によつて、この運営は少
しも差支えなく運用されると考へてお
りますので、これを附帯決議に盛り上
げたやうなわけでありませぬ。

第三番は、農業協同組合法案の達成
をはかるため技術員制度を確立し、併
せて研究機關を設置すること。こゝろ
う点を入れておられますが、これは今の
農業協同組合におきましては、技術員
の制度というものを認めておりませ
ん。また、これが研究機關を設置する
といふことも認めておりませぬので、
今の技術員をそのまま採用するとい

う意味ではありませぬけれども、この
農業協同組合の内部にも、やはり技術
的な指導を必要といたしますので、附
帯決議に挿入いたしたやうな次第であ
ります。

第四番目は、森林組合、漁業組合等
農山漁村に対する協同組合の組織の確
立に關し、速やかに法的措置を講ずる
こと。こゝろいふことがあるものであり
ますが、これは森林組合にいたしまし
ても、漁業組合にいたしましても、ま
だ法的的基礎が欠けておるのであり
ます。従つて、農業協同組合の円満な
發展を期するためには、これらの法
的措置を講ずることが必要であるから
であります。

第五番目は、政府は養蚕、畜産等、
農業の各業種の健全なる發展をはかる
ため、本法施行にあたり特に育成の措
置を講ずること。かようなことを入れ
ておるのでありますが、これは先ほど
の委員長の報告にも、新炭の業務を管
むものを分離すべきである、あるいは
た畜産の業務を管むものを分離すべき
であるといふやうな御意見があつたの
でありますけれども、今後の日本農村
が、多角的の經營と集約的の經營をい
たさねばならぬ今日におきましては、
こゝろいふものを分離することは、決し
て農村の利益とは相ならぬのでありま
す。しかしながら、北海道の一部にお
いては、もつぱら新炭の業務を管む
ものもありません。あるいは畜産の業務を
管むものもあるものでありますが、かよ
うな例外的のものに對してこの法の修
正をするといふことは、農業協同組合
發展の上において、はなはだしく効果
に疑いがありますので、本法はその
ままといたしまして、附帯決議におい

て、かような意味合いを十分に取入れ
ておるのであります。

第六番目は、同一地域内に二つ以上
の組合ができたときに、この双方に加
入ができないやう、いわゆる二重加入を
阻止する方法でありますので、これは
今さら説明を申し上げる要もないと思
うのであります。

第七番目は、農業会資産処分禁止につ
いては、嚴重監督をなし遺憾なきを期す
ること。これらに關しましては、八月
一日に遡及して、この資産の処分を嚴
重に監視すべしといふことを私どもは
考へておつたのであります。各派の
いろ／＼な意見を總合いたしましたので、
かような案に決定を見たのでありま
す。

第八番目は、農業団体解散にあた
り、その資産の分譲については組合員
の意志を尊重し、合理的かつ能率本位
にその処分の途を講ずること。かよう
な條件であります。これは同一町内
に一つの農業協同組合でありますな
らば、議論はないのであります。すな
わち、いづつかの協同組合ができ上
つた場合に、これに対する資産の分譲
をどうするか、また縣連合会にいたし
ましても、その連合会が二つ以上でき
た場合におけるこれらの処置について
は、なか／＼今後問題が残されてお
りますので、この点については、少く
とも組合員の意思を十分に尊重して、
能率的に解決するやうにすることを
申してあるのであります。

第九番目は、農業会の解散に伴う農
業会職員に對し、適當なる措置
を講ずること。これは現在各農業会に
おられます職員に對し、何とか失業
せしめないで、これを使う途はない
か、何とかこれに善処すべきであると
いふ考へ方をこの中に盛つたわけであ
ります。

第十番目は、公職追放令該当事者たり
し者は、農業協同組合の役員に就任さ
せないやう処置を講ずること。こゝろ
いふことではあります。これは今さら申
し上げるまでもなく、公職追放令の該
当事者は、あらかた戰爭推進者であつた
のであります。こゝろいふ者を、新た
にできる日本の民主的組織である農業
協同組合の役員にすることは、かえつ
て民主化を妨害するものでありますの
で、こゝろいふ人々が農業協同組合の役
員に就職することは嚴に禁止すべきで
ある、かような意見から、こゝろいふ附
帯決議をつけたわけでありませぬ。

第十一番目は、該法を行使する代理
人は組合員たるべきこと。これは説明
の要もなく、この通りであります。

第十二は、政府は農業協同組合の設
立育成に關し積極的な援助を發行す
こと。こゝろいふ事項を入れておるので
あります。こゝろいふのは、農地の開放が
行われますときに、農地の開放を中心
としましたらう／＼な機關が育成され
ておるのであります。農地開放推進協
議会、こゝろいふ機關が設立されました
やうに、今回も、農業協同組合を徹底
せしめるためには、農業協同組合推進
機關を政府において設立し、これに要
する予算等もありませぬやうに、できるだ
け政府はこれに助力を與へ、円満なる
發展を期せしめるやうに、かような條
項を入れておいたのであります。

第十三は、農業協同組合法の運
上、加工場の新設、運搬業の開始等、
他官廳の許可を要する事項が多いか
ら、主管廳は本法運営上支障を來さな
いよう責任を負ふこと。こゝろいふこと
であります。これは一つ一つの例をあげ
てみませぬならば、できましたる農業協
同組合が一台の自動車を買つて、その
農業生産物を運搬するといつたしまし
ても、その自動車で運搬するにあたりま
しては、まず運輸省の許可を得なければ
ならない。さらにはまた地方長官の許可
を得なければならぬといふやうに、
二重、三重の監督がいつもおおいにか
ぶつておられますので、これらの円満な
運用をいたしたためには、監督官
廳は一本となつて、できるだけ農村民
主化の線に沿つて、これを簡易化して
やるべきだといふことを盛り上げて
るのであります。

第十四番目は、非出資組合に對して
も、出資組合と同様に課税しないとい
ふことを規定してあるのであります。こ
れは協同組合法の第四條に、出
資組合に課税しないといふことは明文
化してありますけれども、非出資組合
に關しましては、税務署はかえつて課税
するといふことを申しておるのであり
ます。これは先ほど委員長の報告にも
あります通り、委員会においても論議
がなされて、政府は当然課税しない
ものと心得て、これを條文に入れな
かつたといふことを申しておりました
けれども、條文の上にかゝるやうな文
字が使われておられます以上は、地方の
税務署長に對しましては、課税されても
何らこゝろに抗弁する余地がないのであ
ります。従ひまして、第十四の附帯決
議にこの点を入れて、これを阻止するや
うにわれ／＼は考へておるのでありま
す。

第十五番目は、第四十條第一項の總

【的場金右衛門君登壇】
○的場金右衛門君 私は、たゞいま上程されました農業協同組合法案に対し、國民協同党を代表いたしまして賛成の意見を申し上げます。

私も國民協同党は、多年協同主義を主張し、協同組合法案の制定に協力を続けてまいつたのでありますが、本日ここに本法案が上程され、今まさに協同組合法が成立せんとするは、わが党として、協同組合主義の徹底であり、まことに感慨深いものがあるものであります。第一條の目的を達することにより、わが國農業の發展を期待し、また農村農業者の生活の向上を望み得るものと信じます。

從來わが國では、農会及び産業組合が、長い間農業者の權益を擁護し、農業技術の指導、資金の調達等に努力してまいつたのでありますが、戰爭中政府の代行機關としての農会に強制的になさしめられたことから、種々問題もあつたと思ひます。しかるに、わが國の農業をこゝまで向上せしめたものは、軍閥でもなければ、官僚でもなかつたのであります。明治初年以來、藩閥と闘ひ、官僚と闘ひながら、なお最善の努力を続けられた民間人、特に玉利喜造博士その他先賢諸賢の鉄のごとき意思と、血の出るごとき努力とによつて農会が組織され、産業組合が結成され、この農会、産業組合の多年の活動によつて、ようやく日本農業をこゝまで發展せしめ、向上せしめられたのであります。(拍手)明治以來のこの功績を残されたる先賢に敬意を表し、これらの團體の恩恵を受けたる農業者として、こ

れらの團體は、農業の發展に大いに功をなしてあります。新たなる民主的な協同組合の活動による新日本農業の發達に多大なる期待をもつて、本法運営にあたりましての二、三の所見を申し述べたいと思ひます。

第一、政府におきましては、委員長に報告されました附帯決議については、十分これを尊重するはもちろんであります。特に農業協同組合設立にあたりましては、積極的に十分好意ある援助をなし、誤りなき指導を加えなければなりません。せつかく生れ出する農業協同組合が、一部の野心家に利用されたり、政争の手段になつたりして、眞に耕作農民のものでなく、ためにせんとする者に利用される結果とならぬよう十分注意をいたしまして、全村一体となつて活動すべきであると思ひます。

次に、農業協同組合事業達成をはかるためには、金融の自主的確立に關し十分なる処置を講ずることが必要であります。日本農業の使命は、狭い國土で八千万の國民を養ふんとするのであるとするならば、科学的技術を農業の中に取り入れ、最高の能率を上げなければなりません。そのためには、技術員制度を確立し、これが待遇を改善し、安心して農業指導に専念できるようにせなければなりません。さらに研究機關を整備いたしまして、新しき進歩せる科学技術の研究ができ、これが農業經營の中に導入されるようにせなければなりません。以上の三点につき簡単に所見を申し

述べまして、私どもは、この民主的な農業協同組合の誕生を喜びつつ賛成の意を表するものであります。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案と委員報告の通り決しました。(拍手)
住宅問題に関する緊急質問(田口助太郎君提出)
○叶西君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわちこの際、田口助太郎君提出、住宅問題に関する緊急質問、米田吉盛君提出、教育問題に関する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 叶君の動議に御異議ありませんか。
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
住宅問題に関する緊急質問を許可いたします。田口助太郎君。
○田口助太郎君 戦災並びに水害によつて生じた住宅の復興対策について、二、三政府の御所信を承りたいと思ひます。

万戸であります。従ひまして、もし一戸当たり平均五人の家族を收容するものとしたらば、二千万人の國民が現在住宅難に苦しんでゐることになるのであります。なおこのほかに、これら住宅のなき者に対して住宅の一部を提供している者も、また間接に住宅難に苦しんでゐるものと見なければならぬのであります。従ひまして、住宅難のため苦しんでゐる者は、都市、農村を通する國民の大多数であります。こと、言ふをまたないのであります。

人間生活に必要なことのできないものは衣食住の三つであることは、申すまでもありません。しかるに、衣料の配給は皆無であります。食糧の配給は遅配給であり、その上住むに家がなないので、いかにりつばな民主憲法が制定されました、その第二十五條に「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」旨の規定があらましても、それは價値なき空文にすぎないのであります。

もちろん、敗戦國民としてある程度の苦痛は忍ばなければならぬことは当然であります。しかし、不衛生な鎌倉や、窓一つない焼トタンの仮小屋で、あてもなく、希望もなく、見るにたえない悲惨なる生活を続けている者が、現在六十二万人あると言われております。またあらゆる苦難と闘つて、ようやく祖國にたどりつてみたものの、住むに家なく、毎日を求めてさまつてゐる引揚者が、三百二十五万人の多きに達してゐると言われております。この四百万人に上る露宿生活者と引揚者は、冬を眞近に控えて、身を切る思いで悩み苦しんでおるのであります。

す。しかも、先日政府の發表したすずめの涙ほどの新案で、どうしてこの冬を越すことができるでありませうか。敗戦國民とは言ひながら、あまりにも悲惨と言わなければなりません。なおこのほかに、一日の労働を終え、あの交通地獄を突破し、ようやく家に帰つても、満足に手足も伸ばせず、声も立てられない寄合世帯の勤勞者や、あるいはまた疎開地から歸ることができず、親子がわかれ／＼に生活して、二重にも三重にも生活費を拂わねばならない不合理な生活をしておる勤勞者が、一千六百万人もあるのではあります。この上、今次の大水害によつて流失または大破損をした住宅の數も、數万戸に上ると言われておるのであります。

これら二千万人以上の同胞が、雨露をしのごに足る最小限度の住宅を興えよと要求することは、敗戦國民として不当の要求でありましようか。私は、これら同胞に一日も早く住宅を興えることは、政府に課せられた憲法上の最大の義務であると考へるものであります。(拍手)

しかるに政府は、この深刻なる住宅問題には実に消極的であり、冷淡であると言わなければならぬのであります。現在住宅は、火災により、あるいは水害により、あるいは自然の腐朽によつて、年々十万户ずつ減つております。また人口の自然増加によつて、十万户ずつの家を必要としております。都合、年々恒常的に必要とする住宅は二十万户であります。ところが、現在政府のもつてゐる計画では、この恒常的に必要とする住宅をよう／＼に賄

う程度でありまして、被災者の住宅、あるいは水害者の住宅を解決する日は、あるいは四十年、あるいは六十年と言われておるのであります。実に寒心にたえない状態でありまして、これでは、住宅難に苦しむ多数の國民の思想は動搖し、悪化し、あるいは激発するおそれがないとは言えないのであります。

政府は、この住宅地獄を一日も早く解決せしめ、住宅地獄から発生する生産意欲の減退と家産悲劇の激発を防止する強力なる施策を断行する必要があると思ふのであります。これに對し、かなる考えをもつておられるかを、まず第一にお伺いしたいと思います。

次にお尋ねしたいことは、戦前の都市住宅は、自己住宅が二割で、貸家が八割であつたのであります。この比率を現在必要としております住宅にあてはめてみますならば、自己資金で復興の可能と思われる住宅は、八十万戸であり、貸家による住宅は、八十万戸の三倍二十万戸になるのであります。従つて、住宅復興対策を立てる場合には、自己住宅と貸家とをわけて考へる必要があると思ひます。私の質問も、この二つにわけてお伺いしたいと思います。

まず、建築資金をもつておる者の住宅対策からお伺いいたしますが、資金をもつておる者から見た住宅復興の障路は、建築規則と統制機構の欠陥であり、また官僚のセクシヨナリズムと非能率であると思ひます。臨時建築等制限規則は、不急不要の建築を制限し、その資材を緊要なる部門に振り向けるためにできた規則であると思ひます。しかるに、この規則を

運用する官僚の多くは、法の精神をはき違へ、法の未節にとらわれて、緊要なる被災住宅の復興までも著しく阻害しておるのであります。十坪、十五坪の小住宅を建てるにも、複雑なる手續が要り、専門家でなければ書くことのできない書類を要求しておるのであります。この書類をつくるだけでも、千円、二千円の莫大なる代書料がかかるのであります。その上、建築許可は早くとも半年、長いになると一年以上もかかり、その間に資材は暴騰する、資金は不足するで、せつかや許可があつたときには建築ができなくなつてしまつたという例が、枚挙にいとまのないほどあるのであります。

しかるに一方におきましては、大臣の自動車や車庫や喫茶店のような不急不要の建物は、相当建築されておるのであります。(拍手)現在建築されつつある建物の多くは、一部の顔役と官僚との結託によつて許可されておる不正建築が、多数を占めておると言われておるのであります。眞に住宅難に泣く者の建築は、ほとんど許可されておらないのであります。建築規則は一部顔役と官僚の利益のためにつくられておる規則であると言われられておるのであります。この不合理、この矛盾を是正するために、この際建築規則を全面的に改訂して、一定の坪数の小住宅は、個人の創意とくふうによつて自由に建築せしむべきであると思ひのであります。この点に関する政府の所信を承りたいと思ひます。

お、自己住宅の復興を促進するためには、長期低利の資金を貸し付けて、年賦で償還する途を講ずる必要があると思ひます。今日的情勢では、一般金融機關から長期で低利に借り入れることは不可能であります。また復興金融庫から借り入れることも期待でき得ない状態でありまして、従つて、この際緊急に住宅復興金融庫というような住宅金融専門の金融機關をつくつて、資金面から来る住宅復興の障害を排除する必要があると思ひのであります。政府にその意思があるかどうかを承りたいと思ひます。

次にお伺いしたいことは、自己資金ではもちろん、金融機關からも借りることのでき得ない庶民階級の住宅問題についてであります。この人たちの住宅は、大体三百二十万戸必要とするのであります。これはどうしても貸家によるなければならぬのであります。しかしながら、今日の経済情勢下においては、戦前のように民間の貸家企業に期待することは絶対に不可能であります。従つて、庶民階級の住宅問題を解決するには、どうしても國家企業による、團營によるアパートなり貸家なりを大量に建築しなければならぬと思ひのであります。

出でないのは、了解に苦しむのであります。社会主義なり社会政策なりの長所は、民間の私企業では成り立たないもの、あるいは成り立つとしても、私企業でやることは公共の目的に反し、あるいは大衆の利益に反するものを、團營で行うところにあると思ひのであります。従つて、庶民住宅の復興のごときは、私企業では絶対に成り立たないものであり、しかも、産業再建の前提をなすものであり、また民生安定の必要をなすものであります。政府は最初に庶民住宅の團營問題を取上げなければならぬと思ひのであります。

しかるに現政府は、私企業の形態でも成り立つておる炭鉱の團營問題などを最初に取上げ、政府の運命を賭し、集積力を集中しておるときは、國家施策の緩急順序を誤つておるといわなければならぬと思ひのであります。(拍手)政府は、炭鉱の團營に集積力を集中することなく、國民大衆の熱望しておる庶民住宅の團營に全精力を打ち込み、あらゆる困難を乗り越えて断行すべきであると思ひのであります。政府にその意思があるかどうかを承りたいと思ひます。

次にお尋ねしたいことは、今次の大水害によつて数万戸の住宅が流失し、または大破したのであります。このうち、自己の資金あるいは資材で復興でき得るものと、でき得ないものがあるものであります。自己資金、自己資材ででき得ないもの数も、数万戸に上るのであります。聞くところによりますと、政府は、今次の大水害によつて團庫が助成して建てられた建物は、三千戸で打切つたと聞いておるのであります。これは事実であるかどうかを承りたいと思ひのであります。

は、三千戸で打切つたと聞いておるのであります。これは事実であるかどうかを承りたいと思ひのであります。もし事実であるとするならば、この大水害によつて、國家負担による住宅が三千戸ぐらゐれば、この災害を復旧することは断じてでき得ないと思ひのであります。

次にお尋ねしたいことは、住宅復興の復興には莫大なる木材を必要とすることは言うまでもありません。これを内地の資源だけに依存することは、治山治水から見ても非常に困難であると思ひのであります。政府は木材を海外から輸入する計畫をもつておるか、もしありとすれば、計畫の内容及び輸入の見透し等について承りたいと思ひます。

事業について、合理的観点に立つて個
個に打切るかを承りたいと思つてお
ります。

以上七つの点について、政府の誠意
ある御答弁をお願いいたします。(拍
手)

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) たいま田口
君より、住宅政策につきまして御抱負、
御意見を述べられました。御趣旨につ
いては同感であります。私どもも、戦
後の國民生活の向上をはかるために
は、住宅問題に重点を入れまして、諸
君と同様、何とか復興を一日も早く
たしたいと考えているのであります。
特に毎日戦災の跡を見まして、氣の毒
な方々に対しましては、安心して家庭
生活の安定を得られるように努力いた
しているのであります。何分にも現在
の財政状態では、思ひ通りの施策を十
分行うことができないというところは、
はなはだ遺憾でありまして、この問題
については、田口君自身も十分に御了
承のことと思つております。目下、
戦後の財政を立て直して、ほんとうに
産業復興ができるような素地を一日も
早くつくりたいと考えているのであり
ます。大体のめやすがつきましたなら
ば、積極的に國民生活に関する部面に
向つて乗り出したと思つておりま
す。

勤務大衆の住宅問題、特に労働街に
おける衛生あるいは道義問題等を考
えまして、大衆の公営住宅問題には積極
的な政策を樹立いたしまして、諸君に
御協議、御審議をお願いいたしてお
るのであります。公営住宅問題につき
ましても、私どもは多年考えておる

ころでありまして、個々に借家業を営
ます人々にこれを任せておくよりも、
國家がこれを取上げまして、住宅の公
營政策を積極的に行いたいというこ
とを考えておるのであります。この点に
おきまして田口君が、公営住宅問題
國家が國民の住宅を積極的に取上げ
て、その改善をはかりたいという御意
見を述べられたことに対しては、
深く感謝いたしたいと思つて、ど
うか今後におきましても、眞に國民の生
活を幸福ならしめるために、國民の利
益を向上せしめるために、國家が仕事
をしなければならぬという点につい
ても、同様の思いをいたされんことを
希つております。

何分にも産業の復興が目下一番大切
であります。インフレーションの防止も、食糧
の増産も重要であるが、今日最も力を
入れなければならぬことは、産業の
復興でありますから、目下政府といた
しましては、産業の復興のために全力
を傾倒いたしまして、國民の協力を求
めたいと考えて、いろ／＼の点におい
て諸君にお諮りをいたしておるよう
な次第でありまして、その一環といた
しまして、まずお諮りいたしましたのが、
石炭に関する國家管理案であるとい
うことを御了承願ひたいのであります。
なお、建設省を設置する意思ありや
という点についての御質問がございま
したが、これはこの前にもお答えいた
したことであります。大体の見当と
いたしましては、各省に建設關係がま
だがつておりました、一時これを省に
まとめるというところは、事務上はな
だ困難を感じておるのであります。従
つて、今日における段階といたしまし

ては、まず建設院で進みたいと考えて
おります。しかし、事務の取扱い、能
率の増進については万端感なきを期
し、建設省と同様の動きをこれによつ
ていたしたいと考えておるような次第
であります。以上、お答えに代えたい
と存じます。

〔政府委員(阿部美樹志君登壇) 〕

○政府委員(阿部美樹志君) お答えい
たします。ただいまいろ／＼御質問がご
ざいました。またいろ／＼の点にお触
れになりました。一應ごもつともの点
が多いのであります。私から、やや詳
細にわたりまして御答弁申したいと思
います。

第一、今日まで御説のように、戦災
地の復興住宅はなか／＼進みませんで
した。過去二年間におきまして建設さ
れました戸数が約七十一万戸でありま
して、そのうち五十九万戸が住宅であ
ります。従つて過去におきましては、
平均約三千万戸程度年々できておつた
ことになるのであります。これに対し
まして、戦災のために焼失その他滅失
いたしました家、及び戦時中抑制され
てまいりました家屋の数が、御承知の
通り、現在建設になりました数を除き
まして、四百万戸ほど残つておるの
であります。先ほど御指摘になりました
た自然増加あるいは恒常的需要の家屋
が、御説のように約二十万戸に上りま
す。従つて、これを十年計画をもつて
進むとしますれば、年々六十万戸の建
設が必要となるのであります。六十
万戸の建設に對しましては、資材特に
木材が不足しておるのであります。こ
の上住宅の方面に木材を振り向けるこ
とは、現在の伐採量から申しますと、

きわめて窮乏であります。また資金の
点から申しましても、かりに六十
万戸、十年にわたりましたも六百万坪、こ
れが坪五千円とふみましても、三百五
十億ないし四百五十億ほどの資金が
要るのであります。この資金と資材の
面から今日十分な復興ができないとい
う点を、何とぞ御了承願ひたいと思
います。

將來の計画といたしましては、來年
度三十五万戸、翌二十四年度には三十
七万五千戸、四十四年度には四十
四万戸というぐあい、年々増加いた
しまして、五年間に約二百萬戸、次の
十年間に約四百六十萬戸ほどになりま
すが、合計十五年間に約六百八十萬戸
ほどの建設をいたしたいと存するので
あります。先ほど申し上げましたよう
に、初年度におきましては、木材、資
金の關係上、十分なる復興建設ができ
ないことは、きわめて遺憾でございま
す。

次に、臨時建築規則の御質問であり
ますが、これにつきましては目下研究
中でありまして、できる限り簡易に、
かつ迅速に許可認可ができるように処
置したいと思つております。殊に
手持資材を認められないという点があ
りまして、非常に建設戸数が制限され
てまいりましたが、これは一應認める
ことにいたしましたために、相当量
建設し得ることができるような措置を
現にとつております。

と考へておる次第であります。
それから木材輸入のことが御質問
の中でありましたが、これは昨年以來
いろ／＼研究もし、また努力もいたし
ておるのであります。大体木材を海外
から得ようと思ふならば、米國がそ
の對象になるのであります。米國自
体が住宅難に非常に悩まされておる關
係上、米國からの輸入はきわめて困難
であるという見透しであります。な
おしかし、これにつきましては努力を
いたしまして、できるだけの処置をし
たいと考えております。また最近こ
らに進駐しております人々が掃りまし
て、ゼビレディ・モード・ハウスとい
うものを輸入したいということを出
出ているのが二、三あります。これは非
常にいい機会でありますから、もしこ
れができますならば、ぜひともそ
ういふものは、輸入の可能な範圍にお
いて実現したいと考へておる次第であ
ります。

それから最後に、契約關係におきま
して三割を天引するのではないかと
いうような御質問でありましたが、た
だいま復興院の關係しております工事に
對して、極力調査をいたしてございま
す。しかし、千篇一律に三割とか、ある
いは二割五分という考へはもつていな
いのであります。きわめて合理的なべ
いの上立つて、資材費、労賃その他
を研究いたしまして、合理的な節約を
はからうとしておるのであります。こ
れは最初の契約が概算契約でありま
した關係上、そういう措置をとらなけ
ばならぬような実情にあるのでありま
す。

以上、簡単にありますが、お答えいたします。(拍手)

〔政府委員小坂善太郎君登壇〕

○政府委員(小坂善太郎君) 御質問中、大蔵当局に関する事件についてお答え申し上げます。すでに財務当局に関する問題に關して、復興院総裁からも述べられたことが多いためであり、私からは簡単に趣旨をお答え申し上げます。

第一点は、住宅復興金庫というものを早急につくる必要があるはしないか、これについて財務当局はどうか、これについて御質問でありました。が、私どもは、これが緊急に必要であるという事は認めません。しかしながら、これと同時に、庶民金庫あるいは恩給金庫といったようなものを包含いたしまして、さらに大きな構想のもとに一つの立法をいたしたいというような考えで、目下研究をいたしております。

第二点は、緊急土木費の単價切下げの問題であります。これは御存じのように、昨年御協賛を願いました法律第六十号によりまして、大蔵省といたしまして、これを査定するということになつております。これは、ただいまもお話がございましたように、一應概算拂いの契約であります。ために、いろ／＼とその後には精算をするために、みまるとまだ減額し得る余地があると思はれる契約がかなり多いのであります。そこでこれを、復興院総裁も言われましたが、合理的な基礎に基づいて改訂するというような措置をとつて、向きもございませう。しかしながら、これを何れも一律に天引きし

て、頭から二割をとつてしまふというふうな考えでおるわけではないのであります。以上をもちましてお答えいたします。

教育問題に關する緊急質問(米田吉盛君提出)

○議長(松岡鶴吉君) 教育問題に關する緊急質問を許可いたします。米田吉盛君。

〔米田吉盛君登壇〕

○米田吉盛君 ただいまから文教問題に關して質問をいたしたいと思ひます。詳細な点は委員会に譲りまして、特に重大と思はれる問題について、総理大臣、文部大臣、その他関係の大臣に質問をしたいと思ひのであります。わが國は、今や文化國家としてすでにその出発を始めたのであります。このことは、言はずも、これを実行し、これに成功いたしますことは、ことに容易ならぬ大事業なのであります。それゆゑに、前もつてよほどの覚悟と用意とが要るのであります。このために、画期的学制の大改革が断行せられまして、その出発にあたり、第九十議會におきましては、文教再建に關する決議案が上程せられまして、教育の尊重と教育の独立、政治における教育の優先が議決されたのであります。かくして議會の覚悟と決意のほどが高らかに示されたのであります。

從來文教は、かかる決議を必要とするほど軽んぜられていたのであります。この決議は、口に文教の尊重を叫びながら、現実には文教を輕視して科學に敗れた日本人が、非難なる敗戦の中から肺腸をついて出たうめきであ

り、文化國家としての門出にあつたので、嚴重な反省であらうと存するのであります。(拍手)さればこそ、現内閣の組閣にあたりまして、四党政協協定中に文教の刷新が取上げられているのであります。

しかるに、組閣以來半年、文教問題に關して幾多の努力が拂われたのであります。未だ見るべき解決に達しておらないのであります。ために、教育界はかつて見たことのない大混亂に陥つておるのであります。六・三制にいたしまして、初年度百億近くの大改革であらうといわれておつた予算が、わずかに八億で、しかも何らの準備なくして、いわば非教育的態度で強行せられたために、この無理が今日全國民の上に悩みとなつて現われておるのであります。父兄は寄附の割當に、町村は財政の不安に、生徒は校舎や教科書に悩み抜いておるのであります。

しかしながら、この無理も、眞理と眞実とを尊重し、平和と人道とに徹せる國家の成員たるべき、世界市民的日本人育成というところにあるのであります。その画期的大英断であると認めますと、この無理を是認し、これに深い意義のあることを肯定するものであります。政府としては、当初から無理であるといふことを承知の上で実施したのでありますから、この無理に基

た關係上、さらに國權の最高機關たる地位から申しましたも、國會にもまた重大なる責任を認むるものであります。今回文部大臣は、最初四十九億円とお考えになつておつたところを、十四億円前後をもちまして、ようやく關係筋との了解も得たとか、そうして追加予算の通る見込みがついたとか、あるいはまた本日あたり聞きまして、それがぐらつたとか、こゝろこゝろを聞くのであります。御審問のほどは多いたしませうけれども、一体これがどういふふうになつておるのであるかといふことをお尋ねするのであります。

六・三制の実施という大事業を、大體八億や十四億くらいで始めるというのであつては、そも／＼私は教育の認識いかんと尋ねたいのであります。(拍手)こんなことで、國民はまじめに文化國家になれるであらうとは受けとれないのであります。何となれば、新制中学校の生徒の数は、第一学年だけでも百四十四万人であります。これが完成いたしますれば、その三倍の五百二十万人に達する膨大な人数であります。高等小學校の校舎もありましようけれども、これだけの人数の校舎や設備や校地や、また教員俸給の負担を思ひますときに、さらにこれに關連いたしまして、新制高等學校であるとか大學の整理、殊に二百有余の官立専門學校の大半が大學昇格を考へますときに、學制改革は少く見積つても數百億を要する大事業なのであります。このほかに私立學校の復興であるとか、新制度に伴

うところの生徒を加へますれば、莫大なる資材と費用を要することは明らかであります。しかも一面においては、インフレ下におきまして健全財政を余儀なくされておるところであります。この健全財政のところへ、あとから／＼とおびただしい文教費が出ますれば、これが原因となりまして、インフレはだん／＼昂進するといふことが実情なのであります。ゆゑに、かような莫大な予算を伴う大事業は、実施に先だつて、國政の総合的見地からも、資材・資金各方面にわたつて、確たる年次計画を立てて断行すべきであると私は思ひのであります。そうではなく、今年八億で、追加予算は十四億だ、そのときの風まかせで滑り出るといふようなことは、あまりに無謀であつて、非科學的であると私は考へるのであります。(拍手)

この無謀が、政府部内におきましては、資材予算の裏づけがないことになつておる。その波紋は、ひいて全國民の憤りに拡大して行くのであります。六・三制を実施するといふことになりますれば、魂を入れてやれる方法で実施すべきであると私は思ひます。明年の予算も、この程度であるとかかりにいたしますれば、眞の教育は閉店休業であります。このことを、この際あらためて警告しておくのであります。でありますから、今からでも遅くはない。關係官廳へ折衝せられまして、確実なる年次計画を立て、合理的にこれを進められたらのであります。万一、明年度も適當な予算が得られないといふときには、まことに残念ではあ

止になる。その多くのものは大学たらんとして、官私を問わず、同僚生その他に呼びかけて、寄附の募集を盛んにしております。これに對し文部省は、無理な寄附はまかりならぬとの達しを出しておられます。もと／＼学校側は、無理と知りつつ、好まぬ寄附に着手しているのではありません。文部省に願つていたのでは不安だからこそ、官立学校までがやつておるのであります。また専門学校が理想的な大学になるために、その寄附の全金額も相当無理な高額にならざるを得ません。この際無理な寄附募集はやめて、文部省のおつしやる通りにしておつて、大学になされる方法があらましようか。もし大学はなれなかつた場合には、文部省はどういう責任をとるお考えでありましようか。

私立学校の場合を考えれば、外部からの援助が一切期待できません。卒業生の愛校心に訴ふる以外に、その寄附以外に課せられたる遠はないのであります。無理はもと／＼文部省がお始めになつたわけでありまして、私立学校その他の学校は、これに苦しめられておる状態でありまして、現在大学の数は七十六校あります。これに比較して、専門学校は三百六十一でありまして、その生徒の数も、大学の六倍を専門学校が收容しております。自然従つて、専門学校が廃止の時は、自然今までの大学のみには学生の收容がしきれない。多数の大学を必要とすることは明らかであります。専門学校が大学たらんとして努力しつつあるといふことは、まさに社会の要請にこたへためてあります。

次は教員養成の問題であります。教育が教員にあることは、いまさら申すまでもありません。新制度の発足に伴い、教員養成の発足は当然前者に先行すべき問題であります。それにもかからず、この問題は旧のままに放置されております。学藝大学という、師範学校に代るべきものをおつくりになるか、それも各府縣におつくりになるか、あるいは一般の大学の卒業生を採用せられるのか、これらについて関係との話し合いの解決はどういふふうになつておるのでありましようか。これがまらぬために、各地方の師範学校からは、学藝大学への昇格運動として國会に請願が殺到しておるのであります。

次には、私学振興に関する問題をお伺いしたいと思います。思想の本山でありますところの文部省は、官廳の中でも殊に率先して民主化の制度を取上げなければならぬ。まず学校関係で、従来官私の不平等の扱ひをされておつた、卒業生なんかの資格に不平等の取扱ひが、あつたところ、いふべきは、終戦後どの程度改善せられたか、これを具体的に承りたいと思つておるのであります。もし未だの点がありますなら、速急にこれは改善を願ひたいのであります。元來私立の学校といふものは、日本では、アメリカのごとく財力豊實、自由、民主の思想の制度の中で発展してきたのではないのであります。官尊民卑の思想と制度の中で、独特の教育理念をもつて今日まで、ようやく成長してきたのであります。戦時中は私学の整理統合に脅かされ、戦後はその前

拂いであるところの授業料の収入の預金を、第二封鎖として一般資本家同様に取り扱われた。その解除が許されたものは、わずかに六つの私立大学のみであります。私学唯一の財源であります寄附の募集については、嚴重なる官廳の許可制を受けておるのであります。官学に對しては寄附をして税金をとりませんが、私立に寄附をした場合に、その寄附者に對して税金を課せられるといふことになつておるのであります。

かように意識的か無意識的かわかりませんが、八方にわたつて私学の發展は阻害せられてきた感があるのではありません。(拍手)このために、わが國の私学の多くは財力において官学に劣つておるのであります。加ふるに、戦災による焼失は五十万坪に達し、戦後におけるインフレと相まつて、今や私学の存立は危ぶまれるに至つておるのであります。教育の民主化と機会均等が叫ばれるこの重大なる今日、國家教育の半ばを担ひます私学の振興こそは、新しき國家目的實現の大前提でなければなりません。國家が財政難であればあるほど、私学の活用によつておるのであります。

この場合、衆参兩院の議員諸君の御賛成になつた教育金庫法案が、健全財政のあらしのもとに提出不能になつたことは、民主國家発展にあつて一大痛恨事でありまして、関係者の一人として慚愧にたえないところであります。しかし、法案の提出は不能になりました。私学救済の必要性は寸毫も緩和消滅したのではございません。文部大臣、大藏大臣は、これに對していかなる

対策を用意せられておるのでありましようか。それとも何らの対策なくして、私学を見殺しにせられるお考えでありますましようか。聞くところによりますと、預金部で融資をする、どういふ一説もあるのであります。はたしてそれが相当額において可能でありましようか、もし可能であるとすれば、どういふ手続をとるべきか、大体のことをお示し願ひたいのであります。

以上、文教の國政上における地位は、依然として現実に軽んぜられておる。文教の政策の緩慢は、教育界を昏迷ならしめておることを力説いたしました。総理大臣、文部大臣、大藏大臣等の明確なる御答弁によつて、本論場を通じ、廣く國民の苦惱を解決した所存であります。(拍手)

○國務大臣(片山哲君登壇) たいまお述べになりました教育の尊重、文教の刷新、財政上の面において文教費の増大を計画しなければならぬ、こつこつ御意見については、ごもつとも存じます。私もといたしまして、文化國家建設のために教育に力をおきました。眞に次代の國民を文化的に育て上げていかなければならぬといふ感について、米田君と同様であります。しかし問題は、その根本觀念よりも、今日においては實際政治の上にとだけこれを實現するか、事務的問題も伴つてまいります。施設の問題も伴つてまいります。財政上の面において、どれだけ施設が文教のために割かれるか、こつこつ具体的な問題目下政府といたしましては、予算の審議中でありまして、近く諸君に追加予算を御協議し、御審議をお願いするところになると思ひますので、そのときに、十分数字の上において御審議を願ひ得ることと存じます。

できるだけ財政を工面いたして、文教方面に費用を出したいと思つておられますが、二つのやり方が出ると思ひます。米田さんの申されたように、十分できるまで待つて、あるいは十分用意があつたときに一時に相當備わつた施設をいたしまして、文教尊重を政治の上、また美譽問題に現わしていくといふ一つのやり方と、はなはだ苦しい財政をやりくりいたしまして、いくらでもできる面からやつていくといふ、小出しであります。漸進主義のやり方と二つあると思ひます。目下わが國は、御承知の通りの財政窮乏状態でありまして、財政上の面から考えられますならば、一時に相當備わつた、完備した施設を、六三制なら六三制といたしましてやることは、はなはだ困難であります。それでありまして、財政のやりくりをいたして、工面をいたしまして、できるだけの教額をその方へまわしまして、いくらかでもできる面からやつていくといふ、漸進的なやり方をとらざるを得ない状態になつておるのであります。それでありまして、予算の数字を照らしてみますれば、よく御了承願ひます。

問題は、一部の問題に片寄らないで、全般の問題を考えていかなければならぬのであります。たとえてみますれば、千八百円のペーシの問題につきましても、また米價の問題につ

